

事務連絡  
令和3年12月10日

各森林管理局 治山課長 殿  
森林整備（第二）課長 殿

林野庁 計画課 施工技術班担当課長補佐

### 工事価格に占める法定福利費の割合について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工物品質確保法」という。）第7条第1項第1号において、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務として規定されている。

他方、国有林野事業工事請負契約約款第3条において、請負代金内訳書に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示することが定められており、工事受注者から提示される法定福利費の確認の際は、以下の算定式により、工事価格に別紙の工種区分ごとに定める工事価格に占める法定福利費の平均割合を乗じて算定した法定福利費事業主負担額概算額を参考とされたい。

#### ○算定式

法定福利費事業主負担額概算額 = 工事価格 × 法定福利費の割合

担当：計画課 施工技術班 積算基準係

## 法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
治山・地すべり工事	4.16
海岸工事	3.45
森林整備A	4.15
森林整備B	—
道路工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
PC橋工事	3.89
舗装工事	3.95
公園工事	4.15
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
トンネル工事	4.67